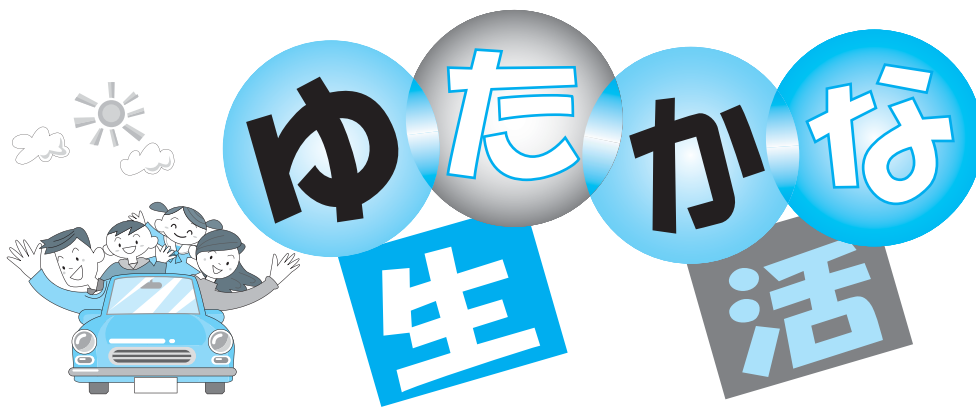




9月2008
No.126

平成20年9月15日
佐倉市
消費生活センター
TEL 043-483-3010
消費者問題のご相談は
TEL 043-483-4999

表1 年度別相談受付件数

	平成10 年度	平成11 年度	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度
苦情	496	540	843	1,309	1,557	2,794	4,430	1,982	1,763	1,623
問い合わせ	128	152	174	273	229	269	289	265	278	205
合 計	624	692	1,017	1,582	1,786	3,063	4,719	2,247	2,041	1,828

件数

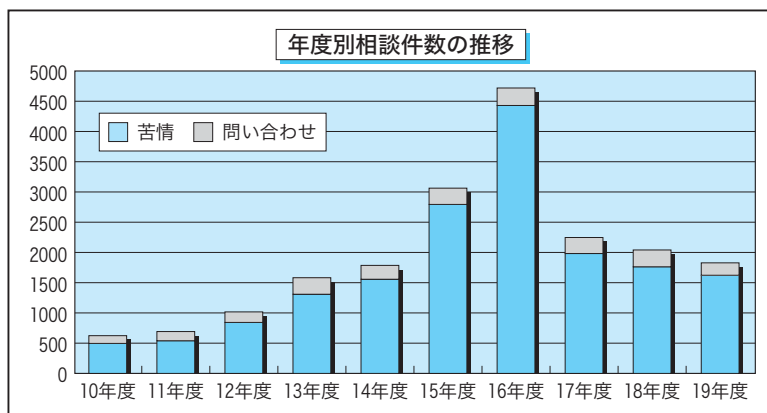


表2 男女別・年代別相談件数

(単位:人)

年 代	19年度			18年度		
	男	女	計	男	女	計
20歳未満	31	18	50	54	31	85
20歳代	128	125	254	149	131	281
30歳代	148	147	295	177	186	363
40歳代	104	132	236	138	175	315
50歳代	99	197	296	123	200	323
60歳代	151	149	300	140	139	279
70歳代	118	105	223	113	127	240
その他・不明	43	37	174	32	23	155
計	823	910	1,828	926	1,012	2,041

計数が合わないのは、団体件数・男女不明を含むため。

表3 相談者職業別

(単位:人)

項 目	19年度	18年度
給与生活者	662	785
自営・自由業	48	52
家事従事者	515	573
学 生	91	97
無 職	371	391
団 体	56	74
その他・不明	85	69
計	1,828	2,041

表4 販売購入形態別

(単位:人)

項 目	19年度	18年度
店 舗 購 入	759	733
訪 問 販 売	198	268
通 信 販 売	477	604
マルチ・マルチまがい取引	26	30
電話勧誘販売	78	85
ネガティブ・オプション	1	13
その他無店舗販売	16	12
不明・無関係	273	296
計	1,828	2,041

佐倉市では、市民の方が消費者として商品やサービスの購入・契約などでセールスマンや事業者とのトラブル・被害についての苦情を消費者保護の立場からの相談とその他消費生活に関

する相談を行っております。相談は、相談者が電話あるいは消費生活センターへ来られて相談いたします。平成19年度の相談件数は、表1とグラフのとおりです。前年度に比較すると数字のう

からは、2,041件から1,828件で減りましたが悪質業者が減ったわけではありません。佐倉市の男女別・年齢別の相談件数は表2のとおりです。60歳代の男性と女性の相談が前年度より増えており

ます。相談内容は、資金運用の相談が増えており、これは、団塊の世代が定年を迎えて悪質業者に狙われていると思われれます。また、今年度も40歳代・50歳代の女性の相談が同年代の男性より多いです。これは、この年代の女性が子供・夫等家族の問題で相談されるためです。表3は、相談者の職業別、表4は、販売購入形態別です。

平成十九年度佐倉市 消費生活相談の概要



佐倉市消費者団体連絡協議会の活動

佐倉市消費者団体連絡協議会は、より賢い消費者となるため自主的に組織され、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の啓発活動を行う団体が加入し、日頃各団体の活動をしながら市民への啓発活動をしております。

7月31日は、ミレニアムセンター・佐倉調理室で、協議会が省エネ・省資源の観点からごみを減らすことを目的に、参加者を「こうほう佐倉」等で募集して、ごみを出さない料理「なすと新じゃがの夏野菜料理」の講習と市の廃棄物対策課職員から「ごみの分別の確認と3Rの推進」の話を聞きました。写真は、8月8日市内の親子を募集して、最近の小麦粉の値上りから注目されています「米粉^{こむぎ}」を使つてのクッキー・むしパン・クリームシチューの料理講習と

大関会長から佐倉市消費者団体連絡協議会と資源の大切なごみの分別の話、落花生を生産されている農家の方から紙しばいで「落花生について」わかりやすくお話がありました。

なお、佐倉市消費者団体連絡協議会は、市内の消費者団体で協議会の趣旨を理解し一緒に活動していただける団体を募集しております。

消費生活センターでは

消費生活センターは、消費生活専門相談員が市民の消費トラブルに関する相談をお受けしています。また、消費者問題・消費生活に関する情報・啓発等の各種パンフレットを配布しております。今年度も当センターで作成した中学生向き「啓発小冊子」を市内中学校の3年生に夏休み前に配布しましたが、在庫が少しありますので配布しています。

問い合わせ
消費生活センター

☎483-3010



高齢者が狙われています！

佐倉市内でも、高齢者の方などを狙った悪質な被害が起きております。悪質業者は、言葉巧みに近寄り信用させて、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。

財布を守る秘訣

さ	誘い文句にのせられないで
い	家の戸、財布にしっかり鍵かけて
ふ	不審な人には注意して
を	お断り上手になりましょう
ま	まずは、家族や消費生活センターに相談
も	もしもの時に備えて、成年後見制度を利用
る	留守番、一人暮らしもこれで安心

国民生活センターホームページ「高齢者を狙う悪質商法にご用心」より

ご存知ですか？ 成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者が、次から次へと必要のない契約をさせられるなど悪質な手口で被害に遭っています。年齢を重ねるとともに身体機能や判断能力が衰えることは避けられません。「成年後見制度」は、認知症や知的障害により判断能力が十分でない場合に本人を法的に守る制度で、家庭裁判所が本人の判断能力を補う援助者を選び、本人のために法律行為を行える制度です。例えば、本人が判断能力が十分なく必要の無い契約をさせられた場合に、この制度を利用していけば契約を取り消すことができます。

「成年後見制度」には、本人の判断能力の程度や保護の範囲に応じて「後見」「保佐」「補助」に区分されます。申し立て、次に候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのための審理期間を要し、法定後見の開始までの期間は、長く要しても4か月となっています。

「成年後見制度」利用の手続きに関しての相談、申し立ては、千葉家庭裁判所佐倉支部（電話 043-484-1215）でお受けしています。

佐倉市 高齢者福祉課（電話 043-484-6352）もご相談をお受けしています。

還付金詐欺に注意してください！

社会保険庁や市役所などの職員を装い電話、はがきや封書を送り、「年金の差額を支払う」「高額療養費の還付金があります」など、お金が返還されるかのようにおまかせ現金をだましとるのが「還付金詐欺」です。手口は、現金自動預払機（ＡＴＭ）に行ってくださいと誘い出し、そこから指定された電話番号へ電話させ、言葉巧みに現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作をさせて、最後に犯人の口座に振り込むこととなります。

現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作しての還付金の受け取りは、絶対ありません。現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作の電話や手紙は、「詐欺」とおもし相手に連絡せず警察に通報してください。

問い合わせ先 佐倉警察署生活安全課 電話 043-484-0110
消費生活センター 電話 043-483-4999

絵画の展示会に誘われ 次々絵画を購入



〔相談概要〕

昨年絵画の展示会へ誘われ、三枚の絵画を次々契約した。好きな画家がいて、その画家の展示会へ誘われると断われなかった。

契約時無職だったが、担当者から母子手当を受け取っているなら職業欄には農業、収入欄には100万円と記載するよう指示された。記憶障害があり、契約内容はあいまいで契約書(クレジット申込書)も紛失してしまった。現在パートの収入と母子手当等で生活しているが、うつ病で通院中。二年前に障害者手帳の交付を受けている。いつまで働けるかわからず、今後の支払いが不安なので解約したい。

〔処理概要〕

契約内容の把握ができなく、相談者に契約書を探して貰いました。三件の契約のうち二

枚の契約書がみつかりましたが、一枚については信販会社から届いた明細書だけでした。センターより信販会社へ問い合わせ、相談者宛に契約書のコピーの送付を依頼しました。

― 契約内容 ―

- ①平成18年12月2日 54万4千円 (A信販会社)
- ②平成19年7月7日 58万円 (現金一括払い)
- ③平成19年7月14日 54万4千円 (B信販会社)

相談者より契約書に基づき契約の経緯を聞き取りしましたが、記憶が断片的で詳しい内容は確認できませんでした。センターは短期間の次々販売の状況と契約書に記載された職業・収入欄が事実と異なること、契約時に障害者手帳の交付を受けていたことを踏まえて、販売会社、信販会社宛に内容証明郵便で解約の申出

と障害者手帳のコピーの送付を助言しました。

センターより販売会社へ連絡したところ、契約書の職業欄、収入欄の記載を担当者が誘導したことは認めませんでした。

センターは、相談者が積極的に虚偽の記載をしたとは考えにくいこと、契約日以前に障害者手帳の交付を受けていたことを説明し交渉しました。その後販売会社より、既払金放棄での解約に応じるとの回答がありました。

- ①既払金7万6千円を放棄
- ②既払金58万円を放棄
- ③既払金なし

販売会社の対応に、相談者は今後の支払いが無くなることもあり納得されました。商品は未開封とのことでしたが、解約となった商品の確認をして貰いました。後日相談者か

ら、③の作品は気に入っているので手元に残したい。月々9千円(総額54万円)の支払

いだけなら大丈夫との報告がありました。センターは今後の返済負担を考え、再度検討を助言しましたが、相談者は気に入っているので手元に残したいとの意思が強く、契約は継続することになりました。

相談者には買い物依存症の傾向があり、今後の契約トラブルやクレジットの過剰利用・与信を未然に防止するために、クレジットの利用停止と信用情報機関に貸出自粛の

手続きを取られるよう助言しました。後日相談者より、手続きが完了したとの連絡を受けました。

〔消費者へのアドバイス〕

①言葉巧みに次々と勧誘し、

同じ人に繰り返し契約を勧める手口を「次々販売」といいます。本人は被害に遭っていることに気づかず、被害が拡大してから周囲の人が気づいたり、支払いが困難になって消費生活セン

ターに来られるケースが増えていきます。

同じような商品を次々勧められたり、短期間に大量の商品を購入した場合、次々販売のターゲットになっている可能性があります。すぐに相談して下さい。

②クレジットによる多重債務を防ぐために、個人信用情報機関に貸出自粛の手続きをとれば利用はできなくなります。本人からの申出が必要です。

③契約をしたときに、意思能力がなかったことを証明するのは難しいことですが、契約書、契約内容、契約者の状況から交渉することができます。あらかじめ消費生活センターへ相談して下さい。

消費生活専門相談員

後藤 英子

